

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月16日
【会社名】	株式会社ディーバ
【英訳名】	DIVA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森川 徹治
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目15番2号
【電話番号】	(03) 5782 - 8600 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当 春日 尚義
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目15番2号
【電話番号】	(03) 5782 - 8600 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当 春日 尚義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年7月16日開催の取締役会において、平成25年10月1日を予定日として会社分割の方式により持株会社制へ移行することを決定いたしました。これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 新設分割の目的

当社グループを取巻く環境変化に迅速かつ柔軟に対応し、グループ全体の収益力強化により、さらなる企業価値の向上を図るためには、各事業会社ごとの権限と責任を明確化する一方で、専門性の追求により各社のブランド力を向上させることが不可欠と考えます。また、当社グループのガバナンス及び事業基盤の強化を図るとともに、グループ全体の成長を見据え、既存事業の更なる発展を追求しつつ、新たな収益の柱を創造し、その市場を開拓して行く新たな経営体制の確立も急務であると考えております。

このような状況を踏まえ、当社は持株会社制への移行により、持株会社が当社グループの戦略立案機能に特化し、当社グループの全体最適と各事業会社の個別最適の調和、成長分野への資源配分の最適化を図るとともに、各事業会社間のシナジー強化、人材の育成・交流、グループ共通業務の集約化・効率化等を促進し、企業価値の向上を目指してまいります。

当社が持株会社制へ移行する具体的な目的は、次のとおりです。

グループ経営戦略機能の強化

持株会社制への移行により、グループ経営戦略機能を強化するとともに、経営資源の配分を最適化させ、グループ全体の価値向上を目指します。また、グループ経営・監督機能と事業執行を分離させることにより、当社とグループ事業会社の役割と責任を明確化し、変化とスピードに対応できるガバナンスの実現を目指します。

各事業のブランド力向上

各事業について、グループ戦略の中で自立し、専門性・特色のある事業活動を迅速かつ効率的に運営し、より価値のある商品・サービスの提供の強化により、事業別にブランドの創造と向上の推進を目指します。

グループシナジーの発揮

当社グループが保有する経営資源を横断的に活用することにより、グループ各社の効率性を高めることでグループ全体最適を図るとともに、グループの成長を支える人材を事業会社の経営幹部に登用することにより、経営者層の育成につなげていきます。また、事業再編をより迅速かつ円滑に進めていくことを可能とすることでグループシナジーの発揮を目指します。

(2) 新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他の新設分割計画の内容

新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設する「株式会社ディーバ」を承継会社とする分社型分割の方法によります。

なお、当社は平成25年9月25日開催予定の当社定時株主総会で新設分割計画並びに定款の変更を付議する予定であり、平成25年10月1日付で商号を「株式会社アバント」へ変更し、あわせて会社の目的の変更を行う予定であります。

新設分割に係る割当ての内容

本件分割に際し、新設会社は普通株式4,000株を発行し、そのすべてを当社に割当てます。

新設分割の日程

新設分割計画書承認取締役会	平成25年7月16日（火）
新設分割計画書承認株主総会	平成25年9月25日（水）（予定）
分割期日（効力発生日）	平成25年10月1日（火）（予定）

その他の新設分割契約の内容

当社が平成25年7月16日に開催された取締役会で承認した新設分割計画の内容は後記のとおりです。

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は、当社が単独で行う新設分割であり、割当てられる株式数によって当社と新設会社との間の実質的な権利義務関係に差異は生じないことから、割当てられる株式数を任意に定めることができると認められるため、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金等を考慮し、決定いたしました。

(4) 新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ディーバ
本店の所在地	東京都港区港南二丁目15番2号
代表者の氏名	代表取締役 森川 徹治
資本金の額	100百万円
純資産の額	200百万円（予定）
総資産の額	825百万円（予定）
事業の内容	情報システムの設計・ソフトウェアの開発・販売及びその関連事業

(5) 新設分割計画は次のとおりであります。

新設分割計画書

株式会社ディーバ（平成25年10月1日付で商号を「株式会社アバント」へ変更予定。以下「当社」という。）は、新たに設立する株式会社ディーバ（以下「新設会社」という。）に、当社のソフトウェアの設計・開発・販売及びその関連事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本件分割」という。）を行うこととし、次のとおり

新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を定める。

第1条（新設分割）

当社は、本計画書に定めるところに従い、新設分割の方法により新設会社を設立し、本件事業に関して有する権利義務を承継させる。

第2条（新設会社の定款で定める事項等）

1. 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「株式会社ディーバの定款」に記載のとおりとする。
2. 新設会社の本店所在地は、東京都港区港南二丁目15番2号とする。

第3条（新設会社が交付する株式及び割当て）

新設会社は、本件分割に際して普通株式4,000株を発行し、そのすべてを当社に割り当てる。

第4条（新設会社の設立時資本金及び準備金の額等）

新設会社の設立時資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

資本金の額	金100,000,000円
資本準備金の額	金100,000,000円
その他資本剰余金の額	会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前2号に定める合計額を控除した額
利益準備金の額	金0円
その他利益剰余金の額	金0円

第5条（承継する権利義務等）

1. 当社は、第6条に定める分割期日において、別紙2「承継権利義務明細表」記載の権利義務を新設会社に承継させる。
2. 新設会社が当社から承継する債務について、当社は新設会社と共に、重畳的債務引受をする。

第6条（新設会社の成立日、分割期日）

会社法第924条に定める新設会社の設立の登記をなすべき日（以下「分割期日」という。）は、平成25年10月1日とする。ただし、手続き進行上の必要性その他の事由により、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

第7条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役 森川徹治、岡部貴弘、森本朋敦
設立時監査役 野城剛

第8条（分割条件の変更等）

本計画書作成後、分割期日までの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産もしくは経営状態に重要な変動が生じた場合は、当社の取締役会決議により、本計画書を変更し、または本件分割を中止することができる。

第9条（競業禁止義務）

当社は、競業禁止義務を負わないものとし、本件分割の効力発生後においても、本件事業と同一の事業を行うことができる。

第10条（その他）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本計画書の趣旨に従って当社が決定するものとする。

平成25年7月16日

東京都港区港南二丁目15番2号
株式会社ディーバ
代表取締役 森川 徹治

（別紙1）

株式会社ディーバ 定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、株式会社ディーバと称し、英文では、DIVA CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェア業務
2. 情報処理に関する機械器具及びソフトウェアの輸出入・販売
3. 通信販売事業
4. 連結経営担当者育成のための教育・研修及びコンサルタント
5. ソフトウェア・会計・税務・経営に関する研修会、セミナー等の開催
6. 会計事務・税務事務の請負、アウトソーシング
7. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
8. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を設置する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社が発行することができる株式の総数は、16,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社の所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産表示請求)

第11条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印しなければならない。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合は、同項記載の日の後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割その他これに準ずる事由により当社の議決権を有する株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。

3 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(招集通知)

第16条 株主総会の招集通知は、当該株主総会の目的事項について議決権を行使することができる株主に対し、会日の7日前までに発する。

ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに発するものとする。

(株主総会の議長)

- 第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長になる。
 - 3 取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(株主総会の決議)

- 第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第19条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。
- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

- 第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第21条 当会社の取締役は、3名以上7名以内とする。

(取締役の選任)

- 第22条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。
- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第24条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

- 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。
- 2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

- 第28条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

- 第29条 取締役会の議事については、法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

- 第30条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の責任の一部免除)

- 第31条 当社は、会社法第423条第1項の行為に関する取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

(取締役の報酬等)

- 第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の員数及び選任)

第33条 当社の監査役は、1名以上とする。

2 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第39条 剰余金の配当又は中間配当が、その支払の提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第40条 当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成26年6月30日までとする。

(法令の準拠)

第41条 この定款にない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

(別紙2)

新設分割計画 承継権利義務明細表

本件分割によって当社から新設会社に承継される権利義務の明細は、分割期日において当社が本件事業に関して有する次にあげる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成25年6月30日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については本計画書作成日現在のものを基礎とし、これに分割期日の直前(以下「基準時」という。))までの増減を調整したうえで確定する。

1. 資産

当社が、基準時において本件事業に関して保有している次の資産

現金及び預金

売上債権

たな卸資産

有形固定資産及び無形固定資産

その他の本件事業に関する資産

2. 負債

当社が、基準時において本件事業に関して保有している次の負債

仕入債務

その他の本件事業に関する負債

3. 契約上の地位(雇用契約を除く。)及び当該契約に基づく権利義務

分割期日時点における本件事業に関する取引の基本契約及び付随する契約における契約上の地位並びにこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。

4. 雇用契約及び当該契約に基づく権利義務

新設会社は、本件事業に関する雇用契約上の地位及び当該契約に基づき生じる権利義務を承継しない。なお、新設会社は分

割期日において、当社に在籍し、本件事業に従事する従業員を当社からの出向者として受け入れる。

5. 許認可等

法令上承継可能な本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等。

以上